

令和6年

三重県議会定例会会議録

(9 月 20 日)
(第 20 号)

令和6年

三重県議会定例会会議録

第20号

○令和6年9月20日（金曜日）

議事日程（第20号）

令和6年9月20日（金）午前10時開議

- 第1 議案第110号から議案第121号まで並びに認定第1号から認定第4号まで
〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 議案第110号から議案第121号まで並びに認定第1号から認定第4号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 47名

1	番	荊原	広樹
2	番	伊藤	雅慶
3	番	世古	明
4	番	龍神	啓介
5	番	辻内	裕也
6	番	松浦	慶子
7	番	吉田	紋華
8	番	芳野	正英
9	番	川口	円

10	番	喜田	健児
11	番	中瀬	信之
12	番	平畑	武
13	番	中瀬古	初美
14	番	廣	耕太郎
15	番	石垣	智矢
16	番	山崎	博
17	番	野村	保夫
18	番	田中	祐治
19	番	倉本	崇弘
20	番	山内	道明
21	番	稲森	稔尚
22	番	下野	幸助
23	番	田中	智也
24	番	藤根	正典
25	番	小島	智子
26	番	森野	真治
27	番	杉本	熊野
28	番	藤田	宜三
29	番	野口	正
30	番	谷川	孝栄
31	番	石田	成生
32	番	村林	聡
33	番	小林	正人
34	番	小東	豊
35	番	長田	隆尚
36	番	今井	智広
37	番	稲垣	昭義

38	番	日 沖	正 信
39	番	舟 橋	裕 幸
41	番	服 部	富 男
42	番	津 田	健 児
43	番	中 嶋	年 規
44	番	青 木	謙 順
45	番	中 森	博 文
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
欠席議員	1名		
40	番	三 谷	哲 央

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高 野	吉 雄
書 記 (事務局次長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	橋 本	哲 也
書 記 (議事課主幹兼係長)	大 西	功 夏
書 記 (議事課主任)	藤 野	和 輝

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	服 部	浩
副 知 事	野 呂	幸 利
危機管理統括監	清 水	英 彦
総 務 部 長	後 田	和 也
地域連携・交通部長	長 崎	禎 和

子ども・福祉部長
県土整備部長
総務部デジタル推進局長
県土整備部理事
企業庁長
病院事業庁長

枅屋典子
若尾将徳
横山正吾
佐竹元宏
河北智之
河合良之

教 育 長

福 永 和 伸

公安委員会委員長
警察本部長

志 田 幸 雄
難 波 正 樹

午前10時0分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（稲垣昭義） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

さきに提出されました議案第110号、議案第113号及び議案第115号について、地方公務員法第5条の規定により、人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、御覧おき願います。

次に、9月17日までに受理いたしました請願13件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受付状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

人委第 110 号

令和 6 年 9 月 18 日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第 5 条第 2 項の規定による条例案に対する意見について

令和 6 年 9 月 17 日付け三議第 147 号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第 110 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

議案第 113 号 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

議案第 115 号 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

別 紙 1

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案に対する人事委員会の意見

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 12 条は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理するものであり、適当と認めます。

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する
人事委員会の意見

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案は、雇用保険法等の一部改正に鑑み、失業者の退職手当についての規定等を整備するものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

総務地域連携交通常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 21	<p>(件 名) トラック運送事業者の持続可能な経営を維持するため国に更なる役割を求めることについて</p> <p>(請願趣旨) 平素より、トラック運送業界に対して格別なるご指導ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、私ども営業用トラック運送事業者は、国民生活、産業活動を支える公共的物流サービスの担い手として、社会との共生を図るため、輸送の安全確保や環境対策、災害時の緊急支援物資輸送などに積極的に取り組んでおり、更には、エッセンシャルワーカーとして、国民や荷主のニーズに応え、我が国の経済活動に貢献しているところである。 このようにトラック輸送の重要性が高まる一方で、中小事業者が99%を占めるトラック運送業界では、生産年齢人口の減少などに起因する慢性的な労働力不足に加え、本年4月から適用された年960時間の時間外労働上限規制への対応から、生</p>	<p>津市栄町1丁目941 (一社)三重県トラック協会 会長 小林 俊二</p> <p>(紹介議員) 荊 原 広 樹 龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 中 瀬 信 之 石 垣 智 矢 稲 森 稔 尚 小 島 智 子 村 林 聡 尚 長 田 隆 尚 今 井 智 広</p>	6年・9月

	<p>産性の向上や労働環境の改善への取り組みが急務となっており、そのための原資となるコストに見合った適正な運賃・料金の収受が不可欠となっている。</p> <p>そのなか、急激な円安進行や燃料価格高騰が続いており、その影響を受ける家庭や企業等の負担を軽減するための措置としての政府による「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の補助金支給も年内に終了するため、荷主に対し弱い立場にある多くのトラック運送事業者は、適正な運賃の転嫁ができないまま事業存続の岐路に立たされている。</p> <p>しかし、我々トラック運送事業者は、このような状況下においても、国民生活・産業活動に不可欠な公共的物流サービスを担うものの使命として、安全、安心、迅速、確実を第一に持続可能な物流を維持していくことが、トラック輸送業界の社会的責務であると認識しているところでもある。</p> <p>については、以下のとおり貴議会に対して請願を提出するので、当業界の事情をご賢察いただき、請願が採択され、国に意見書を提出いただくようご高配を賜るよう切にお願い申し上げます。</p> <p>(請願項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 燃料価格激変緩和対策事業等、燃料高騰に対する支援の継続を行うこと。 2. 標準的な運賃・燃料サーチャージなど適正運賃収受・価格転嫁ができるよう、国から荷主団体・荷主企業に対して強く働きかけを行うこと。 3. 長時間の荷待ちやトラックドライバーに過度の負担を生じさせる労働を強要するような違反行為の疑いのある荷主企業に対する働きかけを行うこと。 		
<p>請 22</p>	<p>(件名) 自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求めることについて</p> <p>(請願趣旨) 自動車関係諸税を取り巻く環境は、依然として取得・保有・走行の各段階において9種類に及ぶ複雑かつ過重な税負担が課せられていることや一</p>	<p>鈴鹿市平田町1907 全日本自動車産業労働組合総連合会 三重地方協議会 議長 片山 智成 (紹介議員) 荊原 広 樹</p>	<p>6年・9月</p>

<p>般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や二重課税など様々な課題が残されている。</p> <p>自動車関係諸税の簡素化、負担軽減は、地方経済の活性化に貢献が期待されるとともに、CASEやカーボンニュートラルの促進を後押しするために現在の税制を見直すことは、「誰もが自由で安全な移動を享受できる社会」の実現につながるものと考えられる。</p> <p>以上の理由から、下記のとおり要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>自動車に係る税の負担軽減を図る</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る <ol style="list-style-type: none"> 1) 自動車重量税は廃止を前提に、まずは「当分の間税率」を廃止 2) 自動車税・軽自動車税（環境性能割）は廃止を前提に、まずは「被けん引車」を課税対象外とする 3) 自動車税・軽自動車税（種別割／四輪車・二輪車等）の税額引き下げによる負担軽減措置を講ずる 4) 複雑な車体課税を簡素化する 2. 燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る <ol style="list-style-type: none"> 1) 「当分の間税率」を廃止 2) 複雑な燃料課税を簡素化 3) タックス・オン・タックスを解消 3. 地方税収に影響をおよぼさない税体系 <ol style="list-style-type: none"> 1) 自動車関係諸税の国税部分について、地方への移譲等を伴う負担軽減策を講じ、地方税収へ影響を与えないユーザー負担軽減を目指す <p>税目に対する用途を明確化する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 車体課税は、次世代モビリティ（CASE）普及促進特定財源化 2. 燃料課税は、カーボンニュートラル促進特定財源化 <p>その他要望</p> <p>自動車の使用に係るユーザー負担の軽減（高速道路料金の引き下げ、自動車保険の所得対象控除化）</p>	<p>龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 中 瀬 信 之 石 垣 智 矢 稲 森 稔 尚 田 中 智 也 小 島 智 子 村 林 聡 長 田 隆 尚 今 井 智 広</p>
--	---

<p>請 23</p>	<p>(件名) 買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置における提出書類の見直しについて</p> <p>(要旨) 買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置について、この特例措置を受けるに当たり、県税事務所に対し、建築士等が発行する増改築等工事証明書の提出が必要となる。 しかしながら、増改築等工事証明書の発行には宅地建物取引業者の費用面、手続面等の負担が大きいため、見積書及び領収書の写し並びに工事前後の図面及び写真の提出で代替できるよう、三重県においては、特例措置を受けるための提出書類を緩和していただきたい。</p> <p>(理由) 宅地建物取引業者が中古住宅を取得し、住宅性能を一定程度向上させるための改修工事を行った後、当該住宅を個人の自己居住用住宅として譲渡し、当該個人がその住宅に居住した場合に、宅地建物取引業者に課される不動産取得税の特例措置が取られている。この特例措置は、中古住宅の流通を促進させる施策であるとして、業界からも注目されている。 近年、新築建物の価格が上昇しており、個人が取得する中古住宅におけるリフォーム及びリノベーション需要が増加するとともに、宅地建物取引業者による買取再販住宅も人気が出ている。さらに、この特例措置は、空家対策としても有効だと考えられている。 しかし、この特例措置を受けるに当たり、増改築等工事証明書を建築士等に発行していただく必要があり、発行費用が必要、手続が煩雑との意見をいただいている。 この特例措置は、今年度末で期限を迎えるところであるが、今後も空家対策として、宅地建物取引業者が中古住宅市場をけん引していくためには、特例措置の延長とともに、見積書及び領収書の写し並びに工事前後の図面及び写真の提出で代替できるよう、特例措置を受けるための提出書類を緩和していただく必要がある。 したがって、三重県においては、提出書類の緩和が図られるよう請願する。</p>	<p>津市上浜町1丁目6-1 公益社団法人三重県 宅地建物取引業協会 会長 村井 浩一</p> <p>津市上浜町1丁目6-1 三重県宅建政治連盟 会長 後藤 明徳</p> <p>(紹介議員) 龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 石 垣 智 矢 稲 森 稔 尚 村 林 聡 尚 長 田 隆 尚 今 井 智 広</p>	<p>6年・9月</p>
-----------------	---	---	--------------

政策企画雇用経済観光常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 24	<p>(件 名) カーボンニュートラル達成に向けた自動車産業への支援の拡充等について</p> <p>(請願趣旨) 2020年12月「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目標とした14分野におけるグリーン成長戦略が示された。自動車に関しては、2035年までに乗用車新車販売で電動車（電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・ハイブリッド車）100%を実現するとの目標が掲げられ、電動車の普及促進が求められている。</p> <p>このような中で、日本の電動車比率は、2023年の国内新車販売において50.3%と暦年ベースで初めて5割を超えたものの、電気自動車・燃料電池車の比率は4.4%に留まり、かつ燃料電池車にいたっては昨年から販売台数を落としている。そのため、2035年の乗用車新車販売で電動車100%達成に向け、インフラの整備と魅力ある製品の提供を両輪で進めていく必要があり、充電スタンド、水素ステーション等の更なる設置の加速化が求められている。</p> <p>また、2050年カーボンニュートラル達成は、自動車をはじめとする運輸部門だけのCO2排出ゼロでは達成できるものではなく、国内で良質かつ多くの雇用を生み出す自動車産業を中心としたグリーン化の推進が不可欠である。</p> <p>一方で、自動車産業は、半導体不足の段階的な解消により生産・販売ともに回復傾向にあるものの、慢性的な人手不足や、エネルギー・原材料価格高騰、カーボンニュートラル実現にも寄与するGX・DX対応などの山積する産業課題への対応も求められている。持続的な産業の維持・発展に向けてはサプライチェーン全体での推進が必要となる中、中小・中堅企業も含めた事業変革へ対応していく新規投資を進めていくことが必要である。</p> <p>以上のような理由から、貴議会において、カーボンニュートラル達成に向けた自動車産業への</p>	<p>鈴鹿市平田町1907 全日本自動車産業労働組合総連合会 三重地方協議会 議長 片山 智成</p> <p>(紹介議員) 荊 原 広 樹 龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 芳 野 正 英 中 瀬 信 之 田 中 智 也 小 島 智 子 村 林 隆 聡 長 田 隆 尚 今 井 智 広</p>	6年・9月

	<p>支援の拡充等に関し、国の関係機関に下記内容を求める意見書を提出いただくよう強く切望するものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 次世代エネルギー車普及に資する環境整備（充電、充てんインフラの拡充）</p> <p>2. 中小・中堅企業支援の拡充（事業転換、成長投資への支援）</p>		
--	--	--	--

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 25	<p>(件名) 国保総合システムの開発や運用に対する国の財政支援に関する意見書の提出を求めることについて</p> <p>(要旨) 国保総合システムの開発や運用に伴う費用については、国保等保険者に追加的な財政負担が生じることのないよう、国の責任において必要な財政措置を講じるよう、国に対して意見書を提出いただくよう請願する。</p> <p>(理由) 公益社団法人国民健康保険中央会及び各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が開発運用している「国保総合システム」は、国保制度等の基盤を支える極めて公共性の高い、医療DX推進の柱となる重要なインフラである。本システムは、国が定めた「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、第一段階の対応として、令和3年度からクラウドへの移行や支払基金システムと受付領域を共同利用するためのシステム開発に取り組み、令和6年度から稼働させるとともに、第二段階の対応として、支払基金と審査領域を共同利用するためのシステム開発に向けた検討を進めている。</p> <p>しかしながら、第一段階のシステム開発においては、開発期間が限られる中でシステム障害対策等に時間を要したため、システムを最適化するまでには至らなかった。このため、今後はクラウド</p>	<p>津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館内 三重県国民健康保険団体連合会 理事長 鈴木 健一</p> <p>(紹介議員) 荊原 広 樹 龍神 啓 介 辻内 裕 也 芳野 正 英 中瀬 信 之 石垣 智 矢 稲森 稔 尚 小島 智 子 村林 聡 尚 長田 隆 尚 今井 智 広</p>	6年・9月

	<p>化の効果が十分に発揮されるようシステムの最適化に取り組み、保守・運用費の縮減を図ることが不可避となっている。</p> <p>また、第二段階の支払基金との審査領域の共同開発・共同利用においても、国保等保険者の保守・運用費の縮減が求められており、その実現のためにはシステムの一層の最適化に取り組む必要がある。</p> <p>国保総合システムのこれらの開発に係る費用や保守・運用費を賄うための財源については、国保連合会が保有する積立資産だけでは不足しており、保険者等から徴収する審査支払手数料等を引き上げて対応せざるを得ないこととなるが、国保保険者及び後期高齢者医療広域連合は財政基盤が脆弱な上、物価高騰等の影響による厳しい経済状況の中にあつて、この費用を保険料（税）の引き上げで負担することは極めて困難である。</p> <p>よつて、この内容を実現させるために必要な費用について、保険者や被保険者に追加的な負担が生じることのないよう、国の責任において必要な財政措置を講じることを強く求める意見書の提出を要望する。</p>		
--	---	--	--

防災県土整備企業常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 26	<p>(件名) 買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置の要件の緩和について</p> <p>(要旨) 買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置が今年度末で適用期限を迎えることから、これを延長するとともに、以下の2点について要件の緩和を行うよう、国に意見書を提出していただきたい。</p> <p>1 特例措置の要件として、宅地建物取引業者が取得した時点で、新築された日から起算して10年を経過した住宅としているところ、5年を経過している住宅に要件を緩和していただきたい。築浅の物件についても更なる市場活性化の促進が期待できる。</p> <p>2 特例措置の要件として、税込みの建物価格に</p>	<p>津市上浜町1丁目6-1 公益社団法人三重県 宅地建物取引業協会 会長 村井 浩一</p> <p>津市上浜町1丁目6-1 三重県宅建政治連盟 会長 後藤 明徳</p> <p>(紹介議員) 辻 内 裕 也 石 垣 智 矢 稲 森 稔 尚 村 林 聡 尚 長 田 隆 尚 今 井 智 広</p>	6年・9月

	<p>占めるリフォーム工事の総額の割合が20%以上としているところ、10%以上に緩和していただきたい。軽微なリフォームで十分な買取再販物件の市場流通増加が期待できる。</p> <p>(理 由)</p> <p>宅地建物取引業者が中古住宅を取得し、住宅性能を一定程度向上させるための改修工事を行った後、当該住宅を個人の自己居住用住宅として譲渡し、当該個人がその住宅に居住した場合に、宅地建物取引業者に課される不動産取得税の特例措置が取られている。この特例措置は、中古住宅の流通を促進させる施策であるとして、業界からも注目されている。</p> <p>近年、新築建物の価格が上昇しており、個人が取得する中古住宅におけるリフォーム及びリノベーション需要が増加するとともに、宅地建物取引業者による買取再販住宅も人気が出ている。さらに、この特例措置は、空家対策としても有効だと考えられている。</p> <p>しかし、低価格又は築浅の物件には不向きであり、内装が良好な物件には適用されないため、一部の物件しか特例措置を活用できず、地方では使にくいとの意見をいただいている。</p> <p>この特例措置は、今年度末で期限を迎えるところであるが、今後も空家対策として、宅地建物取引業者が中古住宅市場をけん引していくためには、特例措置の延長とともに、更に要件を緩和していただく必要がある。</p> <p>したがって、これらの実現が図られるよう、三重県議会から国に意見書を提出していただくよう請願する。</p>		
--	---	--	--

教育警察常任委員会関係

受理番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 27	<p>(件 名)</p> <p>県独自の学級編制基準の改善によって、25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについて</p> <p>(請願事項)</p> <p>小学校1・2年生における30人学級で25人下限</p>	<p>四日市市笹川1丁目52-16 30人学級実現とゆきとどいた教育を求める会 代表 吉野 啓子</p>	6年・9月

<p>条件をなくすこと 中学校1年生における35人学級で25人下限条件をなくすこと 県独自の学級編制基準を定め、さらなる少人数学級実施を進めること</p> <p>(理 由)</p> <p>“ひとりひとりの子どもを大切にしたい教育を！”という大きな世論を背景に、全国の多くの自治体で少人数学級が広がりを見せていた2003年度から2004年度にかけて、三重県においても小学校1・2年生で30人学級が実施され、さらにその翌年には中学校1年生での35人学級と拡大された。これは、子どもと保護者・地域住民の願いに応えた大きな前進である。</p> <p>しかし、1学級の人数を25人以上とする条件付き実施（「下限25人」）のため、「30人学級」を謳いながら、31人以上の学級を例外的に残すという不平等な県の施策は、大きな問題であった。</p> <p>国は、2011年度に小学校1年生の学級編制基準を35人に改善し、2021年度からは、5年間かけて小学校のみ全学年での35人学級実施に踏み切った。それを受けて三重県では、小1・2での30人学級、中1での35人学級（いずれも「下限25人」条件付き）を継続するとともに、1年ずつ国に先行して35人学級を実施し、今年度で小学校3年生から6年生まで進んだ。しかし、県の施策である「下限25人」条件のために30人を超える学級が21年間も残され続けてきたことは、決して見過ごすことができない。</p> <p>2021年度の全国での少人数学級実施状況によると、小中学校全学年で少人数学級を実施している自治体は24府県で、独自に学級編制基準を引き下げている自治体も、10県ある。</p> <p>近年、厳しい家庭環境にある子どもや発達の違いを抱える子ども、外国人児童等、特別な配慮の必要な子どもが増えている。こうした一人ひとりの課題への対応や学習指導要領で謳っている「主体的・対話的な深い学び」の実現には、少人数学級が必要不可欠である。さらに、学校における感染症対策の面からも、子どもたちの安全・安心を確保しながら、一人ひとりにゆきとどいた教育を行うためには、全学年での少人数学級が求められる。</p> <p>三重県においても、県独自の学級編制基準の改</p>	<p>(紹介議員)</p> <p>吉 田 紋 華 稲 森 稔 尚</p>	
---	---	--

	<p>善によって「下限25人」条件を早急になくし完全な30人学級を実現するとりくみを進めていただくよう、強く要望する。</p>		
<p>請 28</p>	<p>(件名) 県立高等学校の制服の指定について複数メーカーが参入できる方法の導入を求めることについて</p> <p>(要旨) 県立高等学校における制服の製造・販売について、公正公平な競争環境の確保を図るため、一つのメーカーが製造する制服を指定する方法ではなく、複数のメーカーが参入できる方法の導入を促進するよう請願する。</p> <p>(理由) かつて県立高等学校の制服は、当該学校が公開する仕様に基づき、地域の販売店が営業活動を行い、その販売店と取引のあるメーカーが製造することが一般的であった。しかし、近年、県立高等学校における制服の仕様変更等に伴い、一つのメーカーが製造する制服を指定する県立高等学校が増加している。 その結果、地域の販売店は指定されたメーカーから制服を仕入れる必要があることから、そのメーカーとの価格交渉等を行うことが困難となる。また、そのメーカーの直営店が地域に進出し、地域の販売店への卸価格に比較して有利な価格で直売する状況も現れている。こうした状況に加え、近年の材料等の価格高騰の影響も受け、地域の販売店の中には廃業又は営業の縮小を余儀なくされる者も出ている。 一つのメーカーの制服を指定する方法には、一部のメーカーのみならず、県立高等学校側にもメリットがあるとされる。しかし、この方法は参入機会を失わせることから、公正公平な競争環境を阻害している。なお、一部の県立高等学校では制服の仕様を公開して複数のメーカーが参入する方法を従前どおり採用しているが、地域の販売店が責任ある対応をすることにより、これまでと同様に問題なく対応できている。 さらに、愛知県教育委員会においても、今年7月に制服の仕様書を公開し、複数のメーカーが製造に参画できるようにする対応指針をまとめた</p>	<p>津市万町津174 荒川制服株式会社 代表取締役 荒川 博 ほか5名</p> <p>(紹介議員) 荊原 広 樹 龍神 啓 介 辻内 裕 也 吉田 紋 華 芳野 正 英 中瀬 信 之 石垣 智 矢 稲森 稔 尚 小島 智 子 村林 聡 今井 智 広</p>	<p>6年・9月</p>

	<p>の報道があったところである。</p> <p>したがって、三重県の県立高等学校においても、一つのメーカーが製造する制服を指定する方法ではなく、複数のメーカーが参入できる方法の導入を促進するよう強く求める。</p>		
<p style="text-align: center;">請 29</p>	<p>(件名) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて</p> <p>(請願の趣旨) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(請願の理由) 厚生労働省の「国民生活基礎調査(2022)」によると、「子どもの貧困率」は11.5%、およそ子ども9人に1人の割合で貧困状態にあるとされている。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は44.5%と極めて高く、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率(8.6%)を大きく上回っている。そのようななか、円安等を要因とする物価高、そのことによる実質賃金の低下が続き、子どもたちにとって厳しい経済状況となっている。</p> <p>2024年度が最終年度となる「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念には、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざす」と示されている。今後、この計画は、「こども大綱」を勘案して三重県が作成する「こども計画」に引きつけられることとなる。貧困の連鎖を断ちきるための教育に関わる公的な支援はきわめて重要であり、支援を必要とする子どもたちや家庭に対して、相談体制を今以上に充実させるとりくみを含め、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考える。</p> <p>高等学校等就学支援金制度においては、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象外となることや、履修単位数によって授業料を定めている場合に支給上限が設定されていることなど改善すべき課題がある。また、高校生等奨学給付</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 荊原 広 樹 龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 吉 田 紋 華 芳 野 正 英 中 瀬 信 之 石 垣 智 矢 稲 森 稔 尚 小 島 智 子 村 林 聡 長 田 隆 尚 今 井 智 広</p>	<p style="text-align: center;">6年・9月</p>

	<p>金制度における第一子と第二子以降に対する給付額の差の解消や専攻科生徒への修学支援制度における国庫負担の割合の引上げについて国の責任においてさらにすすめていくことが求められる。</p> <p>また、児童手当の充実等の子ども関連施策についても、確実な実施とさらなる充実、国による十分な財源確保が求められる。</p> <p>以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものである。</p>		
<p>請 30</p>	<p>(件名) 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて</p> <p>(請願の趣旨) 子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(請願の理由) 2021年4月、国の学級編制の標準が40年ぶりに改善され、小学校35人学級が段階的に実現することとなったが、依然として、わたしたちが求めつづけている学校現場の人的配置の充実の声は反映されていない。2024年度の教職員定数については、小学校高学年における教科担任制の強化、定年引上げにともなう特例定員による定数増はあったものの、教職員の自然減を大きく上まわるものではない。また、在籍する児童生徒が増加傾向にある特別支援学級、特別支援学校の学級編制基準、中学校・高等学校の教職員定数改善についても道すじが示されていない。</p> <p>そのようななか、全国的に「教員不足」、「教職員未配置」の問題が深刻化している。三重県においても2023年度以降、4月当初から欠員が生じており、その状況は学期を追うごとに深刻化する傾向にある。(2024年1月現在未配置65人、非常勤での補充109人／三教組調べ)</p> <p>当然満たされるべき定数の教職員が学校現場に</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 荊 原 広 樹 吉 田 紋 華 芳 野 正 英 中 瀬 信 之 稲 森 稔 尚 小 島 智 子</p>	<p>6年・9月</p>

	<p>配置されていない現状は極めて深刻であり子どもたちの教育にも直接影響をおよぼす課題であり、教育現場の多忙化をさらに深刻化させるものである。教職員が心身ともにゆとりをもって子どもたちとむきあい、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながる。子どもたちが安全・安心に学べる学校としていくためにも、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行およびすべての校種における新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれる。</p> <p>一方、日本の教育費の公財政支出はOECD加盟諸国の平均の約70%程度と大きく下回っており、結果として私費負担の割合が高くなっている。物価等の生活費の高騰による保護者の負担増など、家計の厳しい状況がつづくなか、教育のICT化にともなう機器の整備費や通信費等、新たな保護者負担も生じている。教育費の公財政支出を充実させ、保護者負担の軽減を図ることは喫緊の課題である。</p> <p>教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することになると考える。</p> <p>以上のような理由から、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものである。</p>		
<p>請 31</p>	<p>(件名) 防災対策の充実を求めることについて</p> <p>(請願の趣旨) 子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(請願の理由) 2024年1月1日の能登半島地震では、建物の倒壊や津波等により、多くの死傷者が出た。「三重県災害時学校支援チーム」が派遣された輪島市では、養護教諭による子どもたちの心のサポートや事務職員としての知識や技術を活用した支援活動なども大きな成果としてあげられている。今回の</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 荊 原 啓 樹 龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 吉 田 紋 華 芳 野 正 英</p>	<p>6年・9月</p>

	<p>支援活動をつうじてえられた経験や知見をいかし、学校支援のあり方を考えていかなければならない。</p> <p>2022年12月現在、三重県においては、公立小中学校の全体の25.1%にあたる124校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち108校は避難所に指定されている。時間的に余裕をもって避難できる高台が周辺になく、津波に対する安全性が確保されない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められている。国による津波対策のための不適格改築事業については、2015年に制度の拡充がなされたものの、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定は全国的にもすすんでおらず、支援制度の活用がむずかしい状況である。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求める。</p> <p>災害は、いつどこで発生するかわからない。避難所の運営に関しては、それぞれの自治体が施設やスペース、資材、人材を十分に確保するためにも、国からの財政的支援の充実が不可欠である。性やプライバシーに関する課題の対応、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児の配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積している。国の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきである。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところである。</p> <p>以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを強く切望するものである。</p>	<p>石垣智矢 稲森稔尚 小島智子 村林智聡 長田隆尚 今井智広</p>	
<p>請 32</p>	<p>(件名) 義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて</p> <p>(請願の趣旨) 義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(請願の理由) 義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請のもと</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 荊原 広 樹</p>	<p>6年・9月</p>

<p>づく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。</p> <p>かつては対象であった教材費等は、1985年に対象外とされ、現在も地方財政措置による一般財源としての措置となっている。義務教育の水準が各自治体の財政力に左右されることなく安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額がきわめて重要と考えるところである。</p> <p>教育の現場では、急速にICT化がすすめられ、一人一台端末の整備がおこなわれた。この間、その整備状況における自治体間格差を埋めるための国によるさまざまな予算措置により、一定の成果が見られる一方で、統合型校務支援システムの整備状況においては、依然として大きな格差がある状況も残されている。また、2024年度4月に公表された文科省の調査資料では、学校ネットワークの通信回線の帯域確保の状況に地域間格差があり、改善の必要性が示されている。子どもたちの学びの格差につながらないよう、これらの環境整備についても一般財源ではなく国庫負担による財源の確保がなされるべきである。</p> <p>また、2021年8月改正の学校教育法施行規則に新たに定められた情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員、あるいは学校図書館法に定められている学校司書についても地財措置はあるものの各自治体の一般財源となる措置であり、結果的に自治体間格差が生じ、教育水準と機会の均等が図られているとは言えない状況となっている。</p> <p>未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないよう、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充をふくめた制度の更なる充実が求められる。</p> <p>以上のような理由から、義務教育費国庫負担制</p>	<p>吉田紋華 芳野正英 稲森稔尚 小島智子</p>	
--	--	--

	度の充実を強く切望するものである。		
請 33	<p>(件名) 教職員の欠員、不補充の速やかな解消および子どもたちの豊かな学びを保障する教職員配置のさらなる充実を求めることについて</p> <p>(請願の趣旨) 昨今、県内の学校における教職員の未配置、及び育児休業等を取得する教職員の代替者不足の課題は、きわめて大きな問題となっている。依然として、多くの教員の時間外在校等時間が、教育委員会規則で定めた上限を超えている現状があるなか、定数が満たされず欠員等が生じることは、教職員の過重労働につながるだけでなく、子どもたちの日々の学びにも直結する問題であり、早急な解消が求められる。あわせて、さまざまな課題を抱える子どもたちへの対応をさらにすすめるため、県独自の学級編制基準、教職員配置基準のさらなる改善を強く求める。</p> <p>(請願の理由) 育児休業を取得する教職員が増えていること、精神神経系疾患による病気休職者が過去最大となっていること、教員志願者や講師登録者が減少していること等、さまざまな要因によって生じている教職員の未配置、代替者不足による不補充の問題は、子どもたちの日々の学びにも直接的に影響を及ぼす課題であり、速やかな解消がはからなければならない。</p> <p>また、今年度新たに定められた三重県教育ビジョンにおいては、いじめ認知件数の増加、不登校児童生徒数の増加、児童虐待相談対応件数の増加、ヤングケアラーの課題等、子どもたちをめぐるさまざまな現状が指摘されている。そのようななか一人ひとりの子どもを大切に、一つひとつの課題に適切に対応することが、学校には求められている。しかし、学校が日常的に抱える仕事量に見あった人的配置がなされていないことはあきらかである。あらゆる校種における学級編制基準、スクールサポートスタッフ等を含めた学校に関わるすべての職種の教職員配置基準のさらなる改善が求められる。</p> <p>以上のことから、教育ビジョンに示された豊かな学びを三重の子どもたちに保障していくために</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 荊原 広 樹 吉田 紋 華 芳野 正 英 稲森 稔 尚 小島 智 子</p>	6年・9月

<p>も、一刻も早く教職員の欠員、不補充を解消するとともに、県独自の学級編制基準のさらなる改善、教職員配置基準の改善を強く求める。</p> <p>一、配置されるべき教職員の欠員や代替者不補充による未配置について、あらゆる方策を講じてすみやかに解消を図ること</p> <p>一、あらゆる校種における学級編制基準の改善、スクールサポートスタッフ等を含めたすべての職種の教職員配置基準のさらなる改善を図ること</p> <p>以上、採択いただきますようお願い申し上げます。</p>		
--	--	--

質 疑

○議長（稲垣昭義） 日程第1、議案第110号から議案第121号まで並びに認定第1号から認定第4号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） おはようございます。津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

認定第1号令和5年度三重県水道事業会計決算への質疑をいたします。

決算の報告に伴い、三重県監査委員による令和5年度三重県公営企業会計（企業庁）決算審査意見書が出されています。その審査の意見から2点引用いたします。

1点目は、能登半島地震での液状化による被害の発生や復興の取組も参考に、経営計画等に従い耐震化、老朽化対策、風水害対策等に取り組む。

2点目は、厳しさを増す経営環境を踏まえ、受水市町と十分な意思疎通を行い、県民の理解が得られるよう、効率的な経営の下での公正で適切な料金の設定をして、健全な事業経営の確保に努められたい、とあります。

今後も安全で安心な水道用水を供給していくために、以上の2点に関し企業庁の受け止めや現状、そして今後の取組について伺います。

○企業庁長（河北智之） まず、1点目の能登半島地震の教訓を踏まえまして、

今後の当庁の水道施設の耐震化等への取組につきまして、御答弁申し上げます。

本年1月の能登半島地震では、石川県の県営の水道用水供給事業の施設が被災し、断水したことで、受水市町の復旧作業の進捗に影響を及ぼしましたことから、当庁の浄水場などの主要施設や管路の耐震化の重要性を改めて認識したところでございます。

一方で、今回の能登半島地震では、耐震管を使用している区間の被害率は非常に低かったことが明らかになっております。

当庁が実施しております管路の耐震化におきましても、石川県と同様の耐震管を使用していることから、管路の耐震化の取組の有効性が確認されたと考えております。

企業庁では、平成29年度からの10年間を計画期間としました三重県企業庁経営計画を策定しておりましたが、全国各地で頻発する大規模な自然災害の発生を踏まえまして、より一層の耐震化の促進と風水害対策等を実施するため、令和4年3月に一部改定を行い、取組を加速してきております。

施設の耐震化といたしましては、被災した場合に復旧に時間を要します浄水場などの主要施設や水管橋を、あと管路では液状化が想定される地域に埋設されております想定被害率が高い管路を優先して、着実に実施してきております。

なお、取組状況といたしましては、浄水場につきましては、来年度ですが、令和7年度に五つある全ての浄水場で耐震化が完了する見込みでございます。

また、管路につきましては、令和5年度末時点の耐震適合率は67.9%でございます。これは1年前の数字になりますけれども、令和4年度末時点の全国平均値の42.3%を大きく上回っております。

現在、国におきまして上下水道地震対策検討委員会が設置されておりました。今後の地震対策や災害対策の在り方に関する報告書の取りまとめが進められているところでございます。

このような国等の動向に注視しつつ、南海トラフ地震などの大規模地震が

発生した場合にも被災を最小限にとどめることができますように、引き続き主要施設等の耐震化を進めますとともに、水道用水を安定して供給できるよう老朽化対策や風水害対策に取り組みまして、強靱な水道施設の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目でございます。健全な水道事業の確保に向けて公正で妥当な水道料金の設定につきまして、御答弁申し上げます。

当庁の水道用水の料金は、全国の水道事業者が料金設定の指針としております水道料金算定要領に基づきまして、用水供給に係る費用を料金で賄う総括原価方式を採用し算定しております。

現行の料金は、令和2年度から令和6年度までの5年間としておりまして、現在、次期料金の見直しに向けまして算定作業を進めております。

当庁では、これまでも経費の節減に努めてまいりましたが、近年の電気料金や労務単価、薬品費等の高騰、あと施設の耐震化等に伴います減価償却費の増加によりまして、費用の増加が著しく、厳しい経営状況となっております。

また、施設の耐震化や老朽化を進めるためには、費用もかかってまいります。このため、現在の経済情勢の推移等を勘案しつつ、今後の費用の削減や事業の経営等につきまして、御意見や御提案をいただくための有識者会議を開催するとともに、受水市町からも御意見をいただいていたところでございます。

企業庁といたしましては、次期料金の見直しに当たりまして、法で定められております受益者負担の原則と独立採算制の原則を基本といたしまして、今後も安全で安心な水道用水を安定的・継続的に供給させていただくため、健全で持続可能な経営が確保できますよう、引き続き受水市町と十分に協議した上で、適正な料金の設定に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 御答弁いただきました。能登半島地震の様子から耐震化

の重要性、そしてそれが被害率を下げることにつながるということも認識されたという御答弁もありましたし、それに伴って浄水管だったり浄水施設の優先順位をつけながらも、その耐震化の完了を着々と進めているということで、今後もぜひ取組をお願いできればなと思いますけれども、2点目の質疑に関しましての御答弁をいただきました。

そこで再質疑させていただきたいんですけども、今、市町と協議が進められておりますが、この間、津市では、水道料金に関して水道料金値上げは理解しがたいと議会で示されていたり、松阪市議会では、令和6年7月5日の提出で、南勢志摩水道用水供給事業受水費の引下げ等に関する意見書が全会一致で可決しております。こういった意見も出ていますので、それを加味して検討していかなければならないと考えておりますけれども、そこに関してどうお考えか、改めてお聞かせください。

○企業庁長（河北智之） 先ほど御答弁を申し上げましたが、今、令和7年度以降の次期5年間の水道料金につきましては、令和6年度の本年度が見直しの年度ということで、鋭意作業を進めているところでございます。

議員からお話ございましたように、この8月には市長会や町村会をはじめ、南勢水道用水供給事業連絡協議会のほか、個別の市町からも県営水道料金の引下げの御要望をいただいております。先ほども申しましたが、近年の物価高の影響を具体的に申し上げますと、送水ポンプ等を動かしておりますので動力費に係る電気料金が値上げ前と比べますと約4割の増となっておりますし、浄水処理に使用します薬品費、こちらも4割の増、維持管理の委託料の労務単価も25%以上の増ということで、費用が著しく増加をしております。

このような中で、次期水道料金の算定期間の収支を試算いたしますと、5年間では費用の増加は避けられないということで、値下げができるかどうかという、現状は非常に厳しい状況にございます。現時点では、その水道料金の見直しがどういう形でできるのかは検討中でございます。市町の御要望等を踏まえまして、今後、受水市町とは丁寧に協議・調整を進めてまいり

たいと考えております。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 答弁いただきました。協議がされる中で市町から引下げの要望があることを受け止められているということ、また今後も費用が増加していく中で、引下げは厳しいと県も考えているという中で、今後に関しても様々検討中だということが分かりました。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（稲垣昭義） 以上で、議案第110号から議案第121号まで並びに認定第1号から認定第4号までに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（稲垣昭義） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第110号から議案第121号まで並びに認定第1号から認定第4号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

総務地域連携交通常任委員会

議案番号	件 名
110	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
117	財産の取得について
120	財産の処分について

医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件名
111	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例
112	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

教育警察常任委員会

議案番号	件名
116	工事請負契約について（三重県警察本部科学捜査研究所棟ほか建築工事）
118	財産の取得について
119	財産の取得について

予算決算常任委員会

議案番号	件名
113	三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
114	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
115	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
121	令和5年度三重県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定番号	件名
1	令和5年度三重県水道事業会計決算

2	令和5年度三重県工業用水道事業会計決算
3	令和5年度三重県病院事業会計決算
4	令和5年度三重県流域下水道事業会計決算

○議長（稲垣昭義） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（稲垣昭義） お諮りいたします。明21日から24日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、明21日から24日までは休会とすることに決定いたしました。

9月25日は定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（稲垣昭義） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時14分散会